

「65 歳以上の労働者」も雇用保険の適用対象となりました！

◆雇用保険法の改正

昨年、雇用保険法が改正され、2017 年 1 月から雇用保険の適用対象が「65 歳以上の労働者」にも拡大されました。

65 歳以上の労働者については、これまで高年齢継続被保険者（65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者）となっている場合を除き、雇用保険の適用除外となっていました。この 1 月からは「高年齢被保険者」として適用対象となりました。

◆会社が必要な手続きは？

1 月以降、新たに 65 歳以上の労働者を雇用し、雇用保険の適用要件（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で 31 日以上雇用見込みがあること）に該当する場合は、事業所を管轄するハローワークに「雇用保険 被保険者資格取得届」を提出する必要があります（提出期限：被保険者となった日の属する月の翌月 10 日）。

また、平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し 1 月以降も継続して雇用している場合も同様の扱いとなりますが、この場合には提出期限の特例があり、今年 3 月末までに資格取得届を提出すればよいこととなっています。

なお、平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者である労働者を 1 月以降も継続して雇用している場合は自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されるため、ハローワークへの届出は必要ありません。

◆保険料の徴収は？

65 歳以上の労働者について、雇用保険料の徴収は「平成 31 年度まで免除」となっています。

◆各種給付金の支給について

1 月以降、65 歳以上の労働者は雇用保険の適用対象となったため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに高年齢求職者給付金が支給されます。

育児休業給付金・介護休業給付金・教育訓練給付金についても、それぞれの要件を満たせば支給されます。